

長野市災害廃棄物処理計画の見直しについて

1 計画の目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を策定し、それに基づいて一般廃棄物を処理しなければならないと定めています。

国ガイドラインでは、自然災害に起因して発生する一般廃棄物（災害廃棄物）について、**既に計画を策定している自治体であっても、「発災後に活用できる実効性のあるものになっているか」という視点を持ち、定期的に記載内容を見直し、災害時の活用に加え、平時から関係者との間で必要な対応を確認するための連携ツールとして活用できる計画が求められています。**

2 計画見直しの背景

平成25年3月に「長野市災害廃棄物処理計画」を策定し、平成30年4月の一部改定以降、令和元年東日本台風災害など大規模な風水害が発生しており、それらの**災害対応での知見や国の災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定）、長野県災害廃棄物処理計画（令和4年3月改訂）及び長野市地域防災計画（令和5年2月改定）を反映することとします。**

「災害廃棄物処理計画」の位置付けの変更

2

■ 現行計画

国の災害廃棄物対策指針を踏まえ、県地域防災計画及び県災害廃棄物処理計画との整合性を図りながら、市地域防災計画の細部計画として策定したもので、**環境部内部事務マニュアルに位置付け**ています。

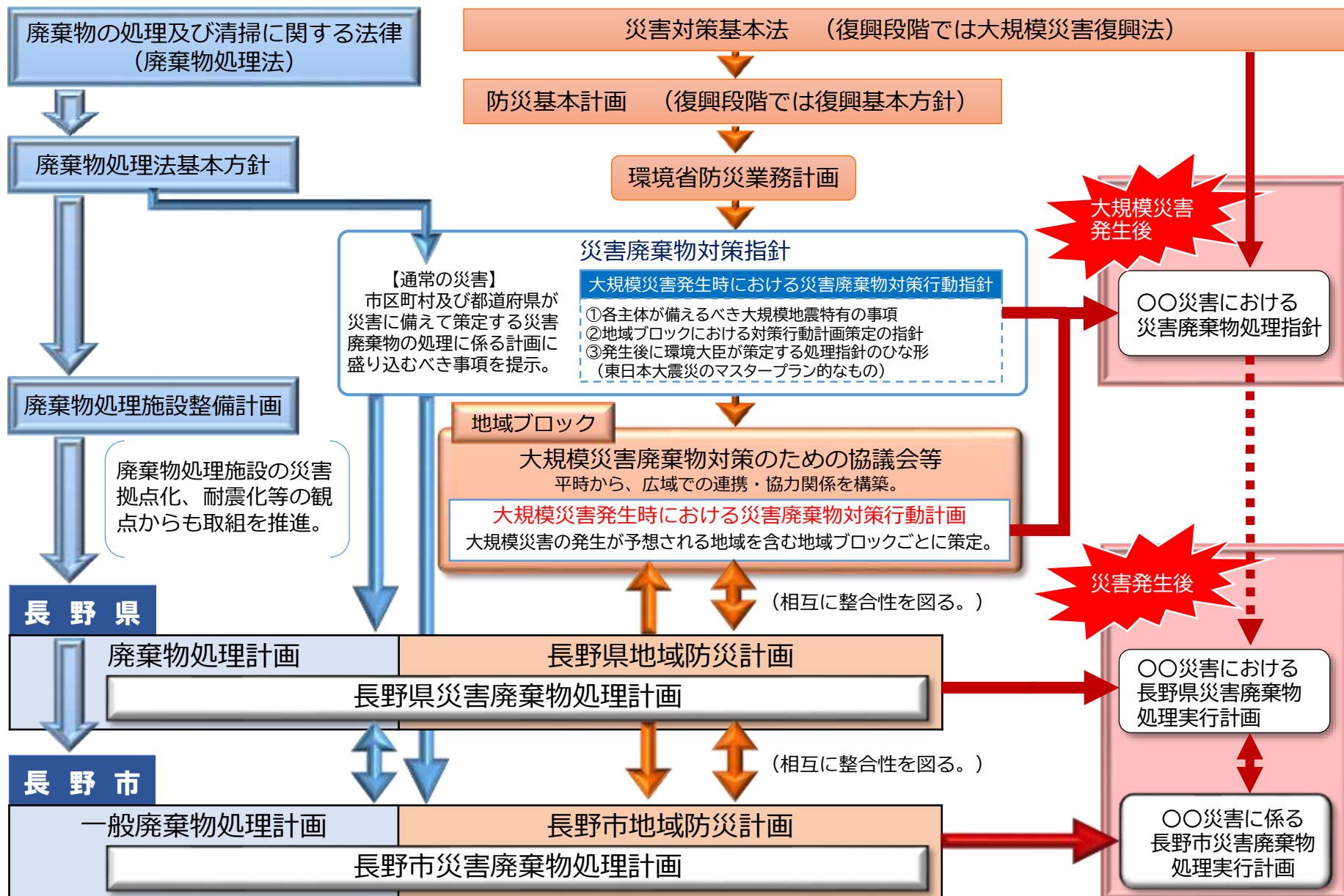
■ 見直し後の計画

国の災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定）において、地方公共団体による災害廃棄物処理計画の策定及び災害廃棄物対策を実施する際の基本的な事項が示されたことに伴い、市民、事業者及び市の役割分担を明記するとともに、**部局横断的な計画とし、より実効性の高い計画**とします。

- 自らが被災することを想定し、平時の備え（体制整備等）や発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための災害応急対策、復旧・復興対策等に必要な事項をまとめる。
- 令和元年東日本台風災害の経験を踏まえ、大規模災害時において、災害廃棄物処理に携わる関係者が担うべき役割や責務を明確にする。

他計画との関係

3



計画見直しの基本方針

1 対象とする災害

本計画において対象とする災害は、「地震災害」「風水害」「その他自然災害」としますが、近年の災害の状況から、特に、風水害のうち水害時に対応できる計画とします。

2 想定する災害規模

(1) 地震災害

想定地震	マグニチュード	長さ	傾斜	位置
長野盆地西縁断層帯の地震 (善光寺地震を引き起こした活断層)	7.8	58km	45°	長野盆地西縁
糸魚川－静岡構造線の地震(全体)	8.5	150 km	30°	小谷村～早川町

(2) 風水害(水害)

作成主体	河川	指定・公表年月日	前提となる降雨(想定最大規模)
国土交通省	千曲川	平成28年5月30日	396mm/48h
	犀川(下流)		

3 発生時期

夏季における腐敗性廃棄物の迅速な処理や台風対策、冬季の乾燥に伴う仮置場の火災や積雪、強風等については特に注意が必要となります。

また、深夜に発災した場合は初動の組織体制構築に遅れが出る、夕方に発災した場合は火災が発生する可能性が高いなど、発生時刻についても留意します。

4 対象とする廃棄物

- (1) 災害のために発生した生活環境の保全上特に処理が必要とされる廃棄物
原則として、生活と密接に関係する一般家庭から排出される災害廃棄物とします。
- (2) 災害により便槽に流入した汚水
- (3) 特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿
災害救助法に基づく避難所の開設期間内のものとします。

5 発災後の時期区分と特徴

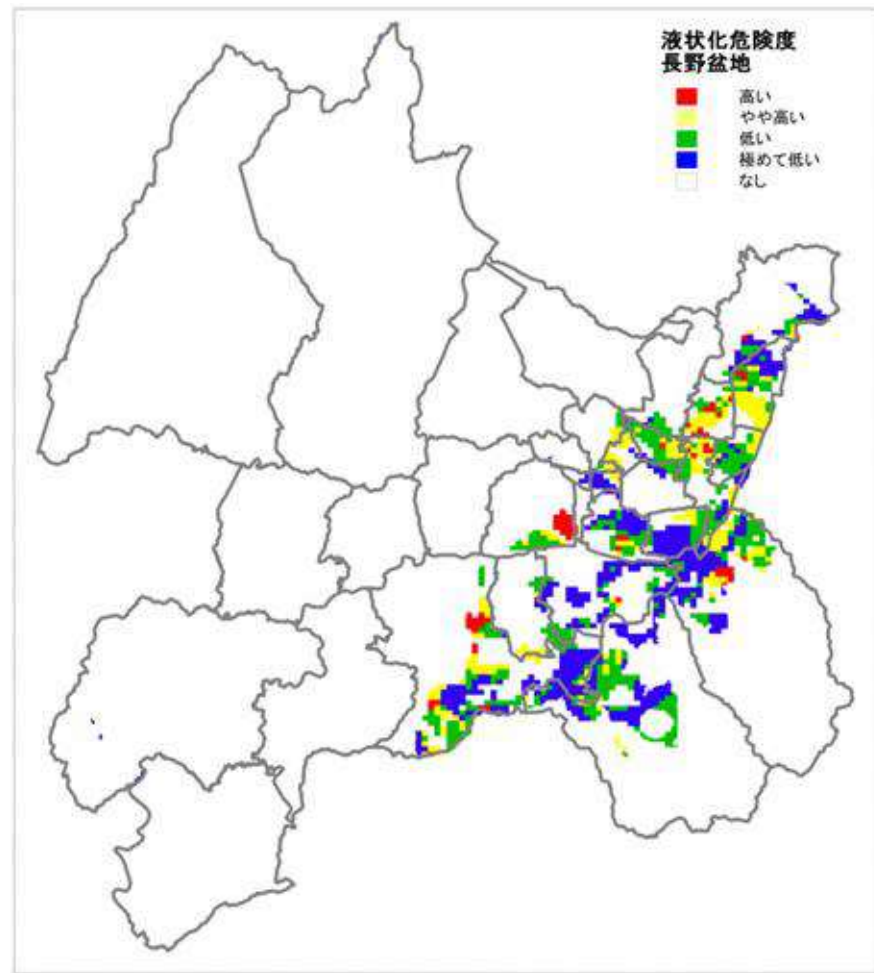
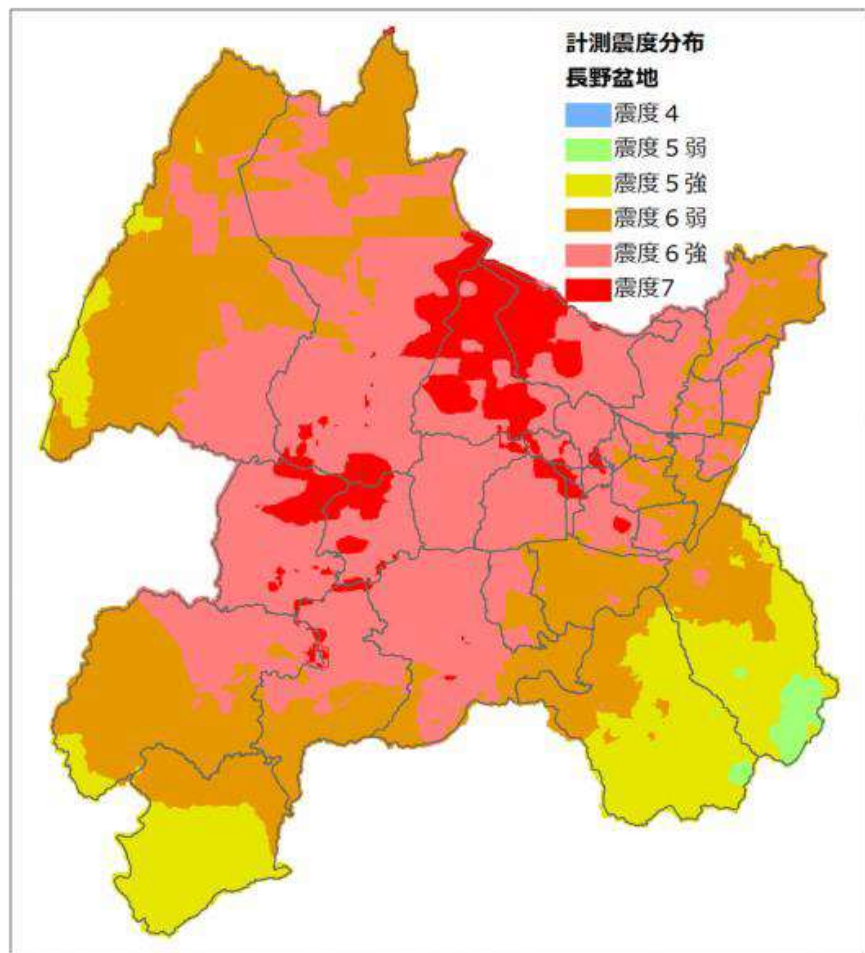
時期区分		時期区分の特徴	時間の目安
災害応急対応	初動期	人命救助が優先される時期（体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う）	発災後数日間
	応急対応（前半）	避難所生活が本格化する時期（主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間）	～3週間程度
	応急対応（後半）	人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間）	～3カ月程度
復旧・復興		避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間）	～3年程度

※時間の目安は災害規模や内容によって異なる（東日本大震災クラスの場合を想定）。

長野盆地西縁断層帯地震の被害想定

6

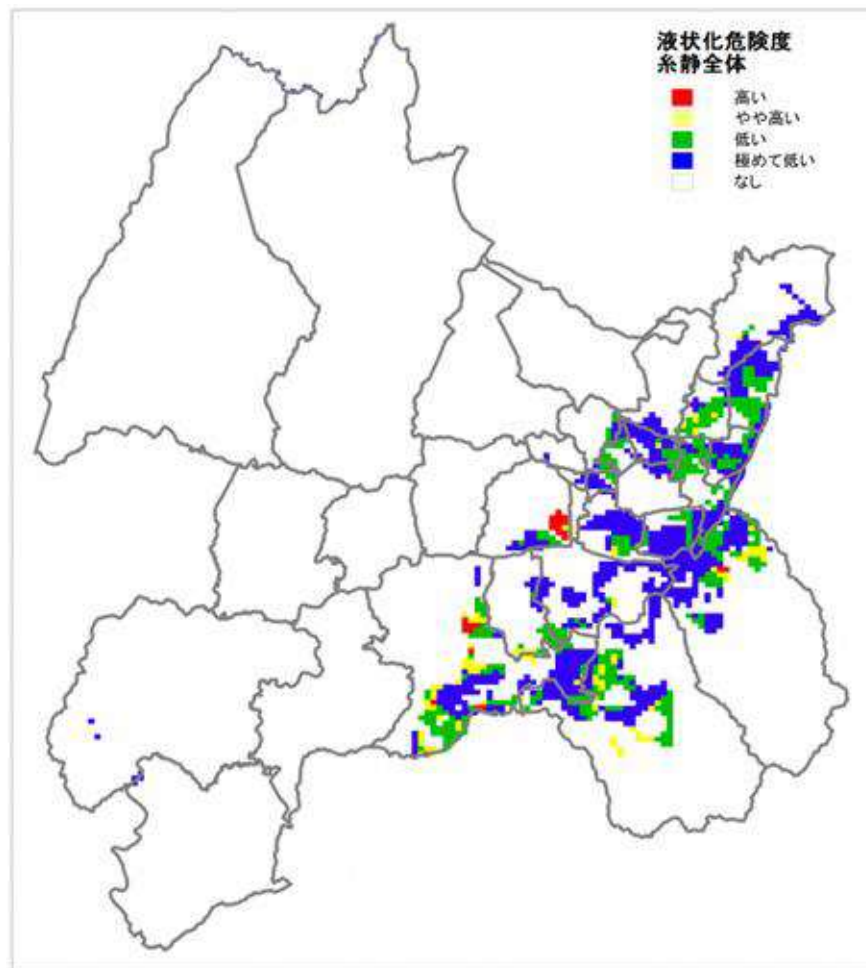
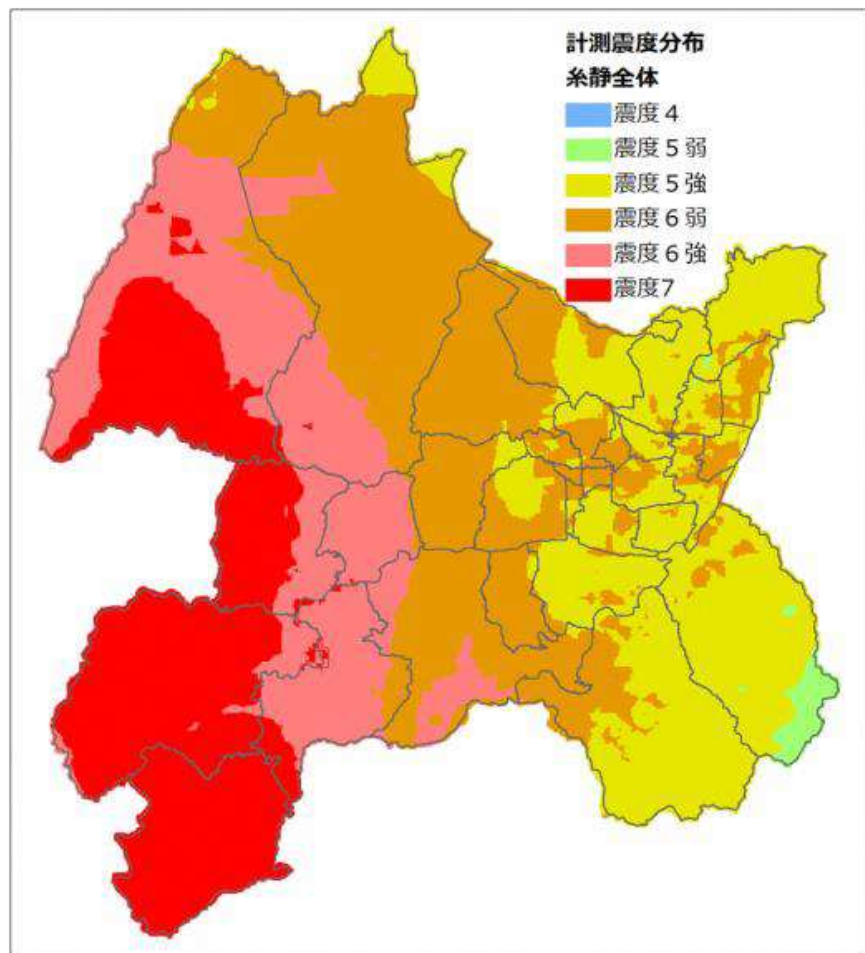
長野盆地西縁断層帯の地震では、断層に近い市の中央で震度6強から震度7が、市域の大部分で震度6強以上が予測されています。また、液状化危険度は、千曲川・犀川が運んだ土砂が堆積した低地で高いと予測されています。



糸魚川－静岡構造線断層帯地震の被害想定

7

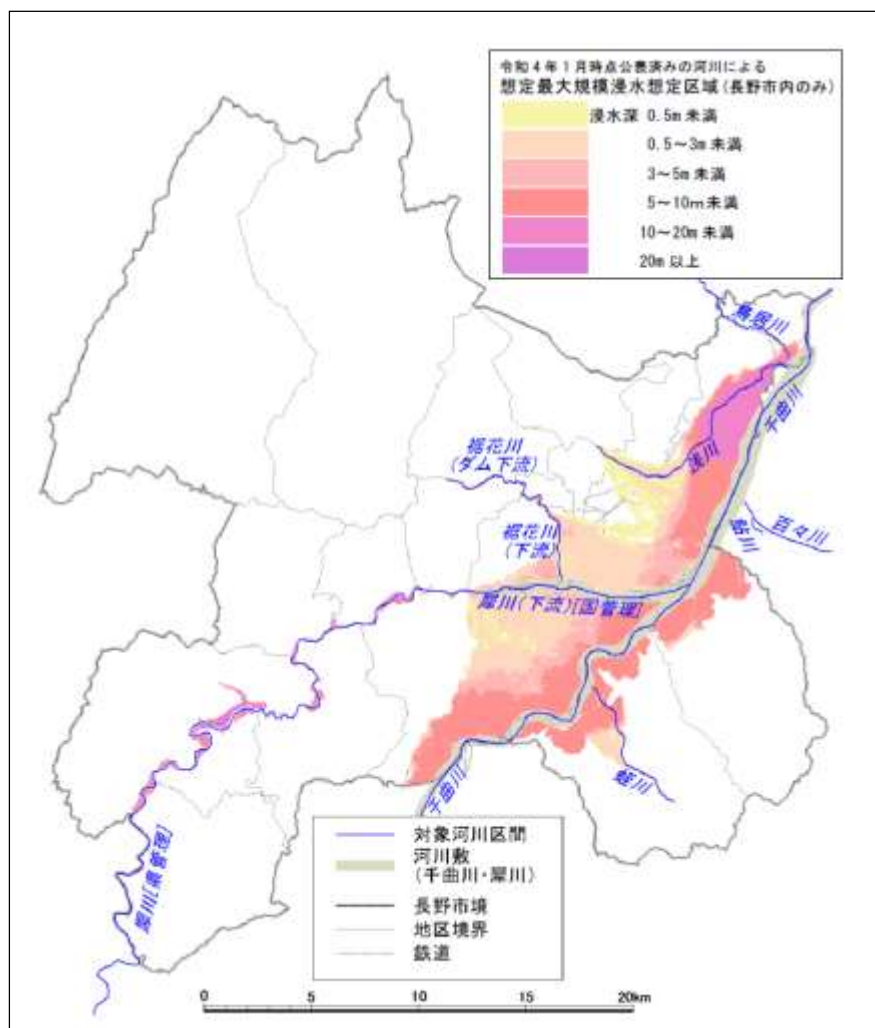
糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）の地震では、断層に近い市西部の広い範囲で震度7が、市域の西側半分以上で震度6弱以上が予測されています。また、液状化危険度は、千曲川・犀川が運んだ土砂が堆積した低地で高いですが、想定断層から離れた東部では、長野盆地西縁断層帯の地震に比べ、危険度は低いと予測されています。



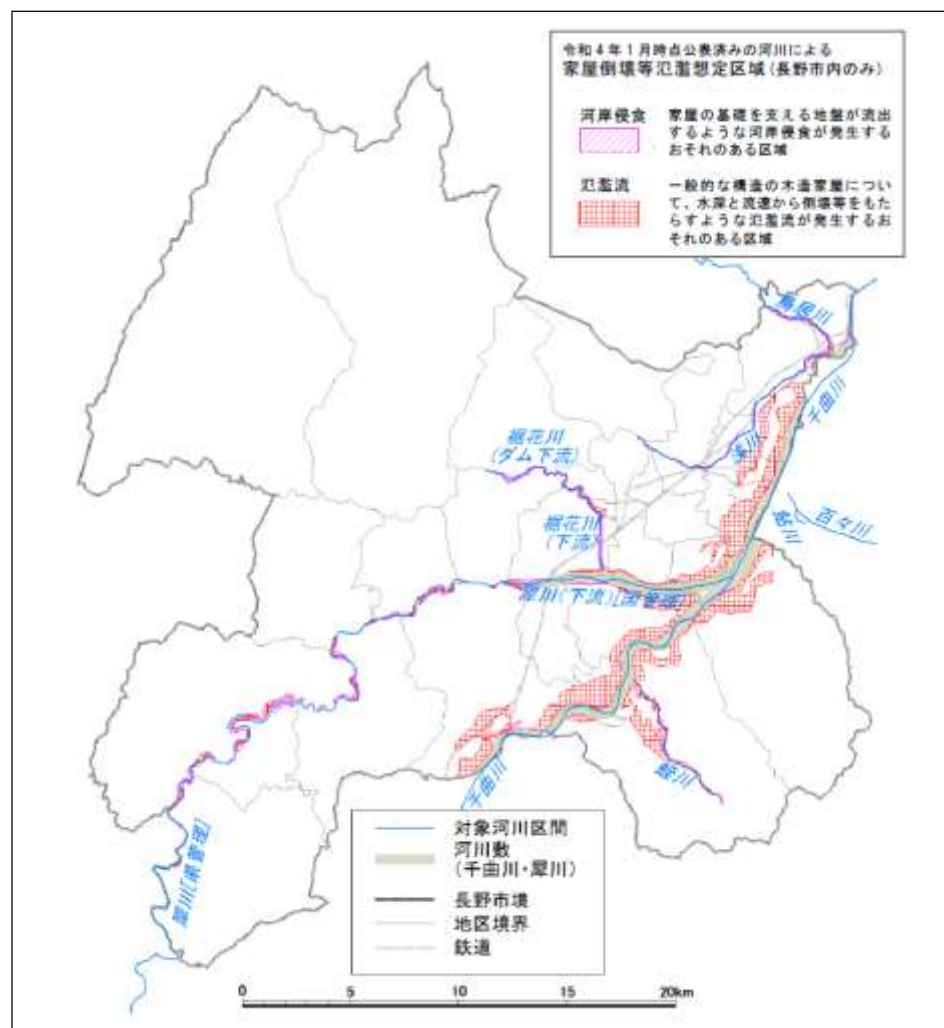
水害(河川氾濫)の被害想定

国及び県は、管理する河川について、**想定し得る最大規模の降雨を前提とした数値シミュレーションを実施**し、洪水浸水想定区域等の指定を公表しています。

想定最大規模降雨による**洪水浸水想定区域**(全河川を併せて表示)



想定最大規模降雨による**家屋倒壊等氾濫想定区域**(全河川を併せて表示)



災害時に発生する廃棄物

9

種 類	内 容
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ	避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多い。事業系一般廃棄物として管理者が処理する。
し尿	仮設トイレ(災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市区町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称)等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した污水
災害廃棄物	住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去(必要に応じて解体)等に伴い排出される廃棄物がある。災害廃棄物は以下の分類で構成される。
可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
不燃物/不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂(土砂崩れにより崩壊した土砂等)などが混在し、概ね不燃系の廃棄物
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
廃家電(4品目)※1	被災家屋から排出される家電4品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
小型家電/その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される食品、飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
有害廃棄物/危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA(クロム・銅・ヒ素系木材保存剤使用廃棄物)・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
廃自動車等 ※1 ※2	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの(レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む)、石こうボードなど

※1 リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。

※2 処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。

1. 災害廃棄物処理の緊急性について

- ・ 水害の場合は、**水が引くと同時に、家具類や家電など多種多様な品目の廃棄物が、平時の年間ごみ総排出量の数倍にも達する膨大な量で一斉に排出**されます。
- ・ **仮置場の設置が遅れると、道路上や仮置場に指定されていない公園などにおいて、様々な廃棄物が分別されないまま大量に搬入され、いわゆる「勝手仮置場」が設置され、早期の復旧・復興の妨げ**になります。
- ・ 混合ゴミが道路を塞ぐことがあると、緊急車両などの通行障害となるだけでなく、生活環境の悪化など住民の安全安心を脅かす事態にもつながります。
- ・ 災害廃棄物処理の遅れは、住民感情にも悪影響を与え、対処の迅速さが求められます。

2. 迅速かつ適切な災害廃棄物対策を行う上での課題

- ・ 被災直後から**短時間に発生する膨大な業務を、数名の担当者で他の業務と同時並行に進める体制は、災害廃棄物処理全体の遅れにつながって**いきます。
- ・ これまでの対応事例では、環境省支援チームをはじめ、他の自治体及び関係機関などからの支援を受け、災害廃棄物対策の専従組織を立ち上げて対応していました。
今後も**受援体制の充実強化などを図り、人員不足の課題に対処していく必要がある**と考えられます。

3. 平常時における一般廃棄物の処理体制に起因する課題

- 多くの市町村においては、一般廃棄物の収集及び処理業務を**民間事業者や、一部事務組合に委託**して行っており、**日常業務を通じて廃棄物処理に関する知識**（分別品目の区別など）及び**ノウハウを習得することは難しい**。
- 平常時に研修や訓練などが行われていない場合、**発災後に発生する多くの業務**（〔例〕仮置場の確保・運営、住民への広報、資機材の把握、県への支援要請、公費解体の手続き、災害廃棄物処理に係る国庫補助制度の活用、及び災害査定のための災害報告書の作成など）は、**担当者にとって災害が起きてから初めて経験することになるため、初動期の対応に多くの混乱を招きます**。

4. 災害廃棄物の複雑な性状から生じる課題

- 災害廃棄物は一般廃棄物に区分されていますが、コンクリートがら、金属くず、土砂災害に伴う流木、マットレス等の**処理困難物**など、**平時に扱う一般廃棄物と大きく異なり産業廃棄物の性状を有するものが大量発生するため、適切に処理することは極めて困難**となります。

国・県との連携	・自衛隊との連携 ・ISUT [アイサット] ※¹ 及びSIP4D [エスアイピーフォーディ] ※²の活用 ※¹ 災害時の情報共有を促進するため、本年度、内閣府や防災科研などを構成員とした災害時情報集約支援チーム ※² 内閣府が主導する「戦略的イノベーション創造プログラム」（通称：SIP（エスアイピー））の一環として、国立研究開発法人防災科学技術研究所と株式会社日立製作所が、2014年より共同で研究開発を進めてきた基盤的防災情報流通ネットワーク	
ボランティアとの連携	・社会福祉協議会及びボランティア団体との連携 ・思い出の品の管理	
受援体制の構築	・受援体制の構築 ・災害廃棄物処理支援員（人材）バンクの活用	・受援業務でのSNSの活用
災害廃棄物処理対策・庁内調整	・災害廃棄物発生量の見直し ・仮置場でのドローンの活用 ・（一社）長野県資源循環保全協会との協定検討 ・排出弱者への対応 ・有害廃棄物（アスベスト）対策 ・被災者支援物資の処理	・通行確保のための道路啓開対策 ・長野広域連合と災害廃棄物受入れに関する協議 ・仮置場候補地の見直し ・農地ごみ・事業ごみ対策 ・作業員の防疫対策 ・公費解体、自費解体制度の構築

1. 仮置場とは

- (1) **災害廃棄物を分別、保管、処理するために一時的に集積する場所**で、被災した家財を含む災害廃棄物の速やかな撤去、処理・処分を行うために設置するものです。
- (2) 道路啓開や住居等の片付け、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等により**発生した災害廃棄物を被災現場から集積するために一時的に設置する場所**で、市が設置して管理運営し、最終的に閉鎖（解消）します。
- (3) この**仮置場とは、災害廃棄物処理のために市が設置・管理する場所**となりますので、地域において自宅近傍に自ら設置した災害廃棄物の集積所や通常的生活ごみを収集するための集積場所とは異なります。



【仮置場の設置例(福岡県朝倉市甘木仮置場)】

2. 候補地の選定

- (1) **運動公園や公共の遊休地等を優先しますが**、その他にも、ある程度の広さが確保できる場所を候補地とします。
- (2) 災害時には、**自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等に優先的に利用されることを想定し**、候補地の選定にご協力をお願いします。
- (3) 候補地は、**有効面積や搬入口の間口が十分にあり、周囲に病院や福祉施設・学校等の配慮を必要とする施設が無い**か等についても配慮が必要です。

〔現行計画〕

第1章 基本的事項

- 第1節 目的
- 第2節 計画の位置付け
- 第3節 計画の範囲
 - 1 対象とする災害及び災害の規模
 - 2 災害時に発生する廃棄物
 - 3 対象業務
 - 4 想定する災害と廃棄物発生量

第2章 組織体制と業務概要

- 1 組織体制
- 2 処理の基本方針
- 3 国・県との協力支援体制

第3章 平時の体制整備

- 1 災害時に備えての事前体制
- 2 災害復旧・復興への備え
- 3 行政と市民の心がまえ

第4章 災害廃棄物の処理

- 1 発災時の基本的な業務の手順
- 2 災害廃棄物処理実行計画策定の基本的な考え方
- 3 発災後における廃棄物処理全体の流れ

※計画の実効性を高めるため、災害時において特に重要とされる初動期における各主体の業務を「災害廃棄物処理初動対応マニュアル」として整理

第5章 各チームの業務内容

- 第1節 【総務部門】企画調整チームの業務
- 第2節 【実働部門（初動対応）】し尿処理チームの業務
- 第3節 【実働部門（初動対応）】ごみ処理チームの業務
- 第4節 【実働部門（初動対応）】建物解体撤去チームの業務

計画本編へ

マニュアル
に位置付け

〔新計画(案)〕

第1章 総則

- 第1節 計画の背景と目的
- 第2節 基本的事項
 - 1 計画の位置付け
 - 2 対象とする災害
 - 3 想定する災害
 - 4 災害時に発生する廃棄物
 - 5 災害廃棄物処理に係る業務
 - 6 発災後における各主体の行動

計画の目的や位置付け、対象とする災害、被害の様相、対象となる廃棄物の種類等の基本的事項について整理

第2章 災害廃棄物対策

第1節 災害廃棄物処理の基本方針

- 1 組織体制組織体制・指揮命令系統
- 2 情報の収集と共有
- 3 協力・支援体制
- 4 職員への教育訓練
- 5 市民への広報・啓発
- 6 計画の見直し

庁内組織体制、各所管の業務内容、県や国等との庁外関係主体との連携等の体制確立・市民への情報提供等に関する事項について整理

第2節 一般廃棄物処理施設等

第3章 災害廃棄物処理

- 第1節 災害廃棄物処理実行計画策定の基本的な考え方
- 第2節 災害廃棄物発生量の推計
- 第3節 仮置場
- 第4節 環境対策、モニタリング、火災対策
- 第5節 損壊家屋等の撤去
- 第6節 選別・処理・再資源化
- 第7節 最終処分
- 第8節 広域的な処理・処分
- 第9節 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策
- 第10節 思い出の品等
- 第11節 災害廃棄物処理事業の進捗管理
- 第12節 各種相談窓口の設置等

災害廃棄物処理方針や処理フロー等に関する基本的な考え方に加え、収集運搬、仮置場等の対応事項、災害廃棄物処理に関する事項について整理

第4章 その他の事項

- 第1節 制度の活用
 - 1 廃棄物処理法の特例制度
 - 2 処理事業費（国庫補助）

災害廃棄物処理について、処理施設の設置・変更も含め、あらゆる手段について検討し、その手続き等に活用できる制度について整理

■災害廃棄物処理初動マニュアル

計画見直しの進め方

15

令和6年										令和7年			
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
廃棄物減量等推進審議会			第1回	第2回		第3回					第4回		4/1
	ごみ処理手数料		● 諮問 ● 処理の現状について ● 手数料見直しの基準等について		● 今後の処理見込みについて ● ごみ処理手数料審議		● 審議会 答申(案) 一般廃棄物(ごみ)処理の 新手数料について ● 答申					● 改定後のごみ処理手数料について	改正条例の施行
	災害廃棄物処理計画		● 計画の見直しに関する法体系について ● 現行計画の課題整理 ● 計画の構成について		● 災害廃棄物処理計画の課題整理 ● 施策等の数値目標について ● 計画(素案)の作成		● パブリックコメントの実施について					● パブリックコメントの結果について ● 次期計画の決定	改定後の計画施行
			計画素案		パブコメ案					計画(案)の作成			
長野広域連合			第1回	第2回									
			● 諮問 第3期ごみ処理手数料審議会		● ごみ焼却施設のごみ処理手数料見直し審議 ● 答申								
地区・庁内等	住自協 計画協議 ● ← → ● 計画パブコメ ● ← → ●												
	関係団体等 計画協議 ● ← → ●												
		● 議会政策説明会						● 部長会議 ● 政策説明会	● 市議会定例会		● 部長会議 ● 政策説明会		
					手数料条例改正協議 ● - - - - - → ●		● 法規審査						